

議案第104号

埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について

埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）の請負契約の一部を下記のとおり変更するため、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第64号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

- 1 変更内容 請負契約金額「408,923,000円」を
「432,683,000円」とする。

- 2 変更理由

埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）は、並行して行う必要がある機械設備工事の受注者が決まらなかったため、5.7月間工事を中止した。これに伴い、山陽小野田市公共工事請負契約約款第20条第3項により、工事一時中止期間中に伴う増加費用を負担する必要があるため、その額を国土交通省の「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、工事請負代金として支払うため、契約を変更する。

(参考)

○変更前契約

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事） |
| 2 | 工事場所 | 山陽小野田市大字埴生275番地ほか 地内 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 請負契約金額 | 408,923,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）
鳴田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共同企業体
鳴田工業株式会社
代表取締役 鳴田 栄作 |